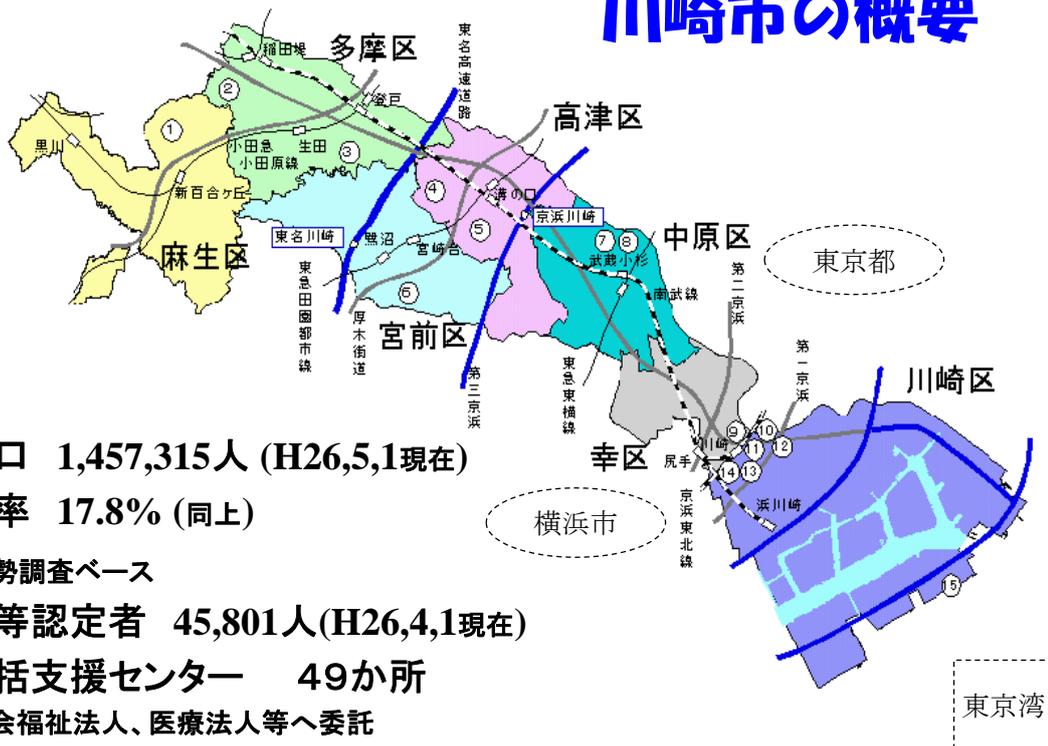


2014.7.14



川崎市健康福祉局 地域包括ケア推進室

## 川崎市の概要



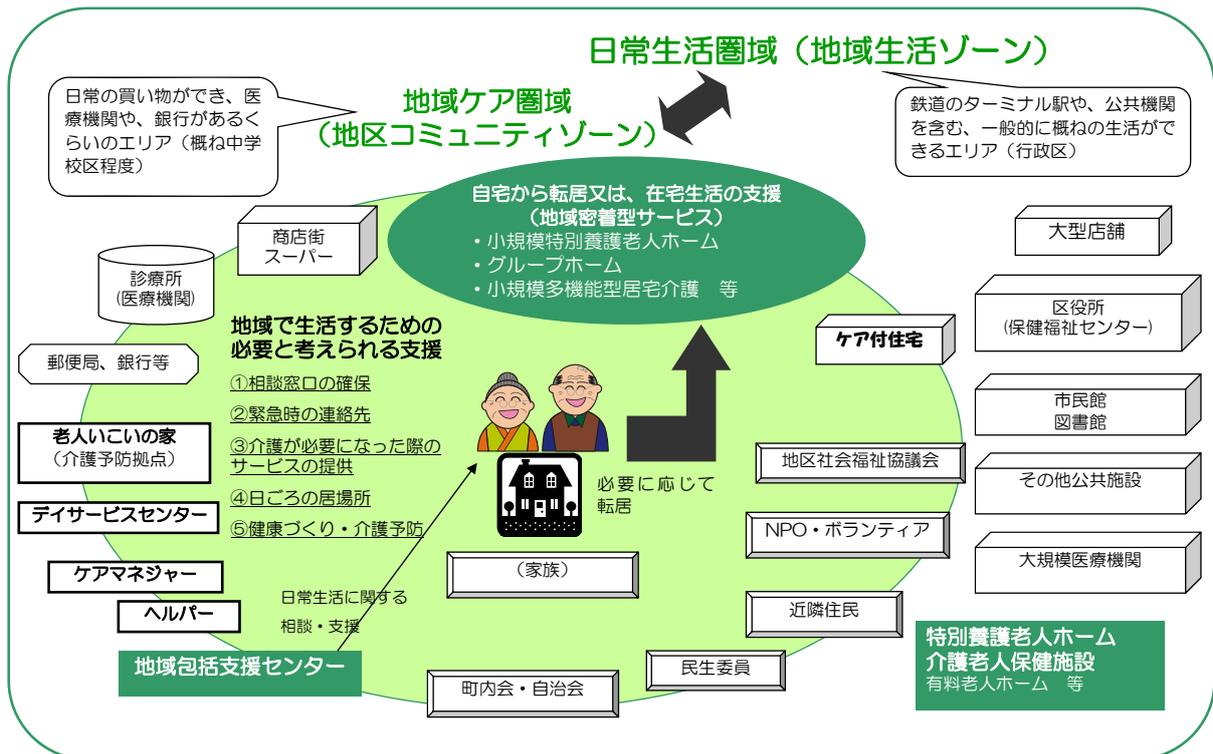
- 人口 1,457,315人 (H26,5,1現在)
- 高齢化率 17.8% (同上)  
※国勢調査ベース
- 要介護等認定者 45,801人(H26,4,1現在)
- 地域包括支援センター 49か所  
※社会福祉法人、医療法人等へ委託
- 川崎市あんしんセンター(権利擁護センター) 本部と各区の事務所

# 地域包括ケアシステムの構築に向けた 川崎市の取組み

「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」の構築に向けて、高齢者だけではなく、障害者や子育て世帯など誰もが、安心して暮らし続けられるよう取組みを推進しています。

- ・地域包括ケア推進室の設置
- ・基本方針の策定(個別計画の上位概念)
- ・地域包括ケアシステム懇話会

## 高齢者の地域居住のイメージ図



## 地域善隣事業の展開

### 「何らかのケアを必要とする低所得高齢者等」の”住まい”

《制度上確立した場所》

養護老人ホーム(190戸)

シルバーハウジング・福祉住宅(1,301戸)

※このほか、住宅確保に困窮し、一時的な住まいや施設などに入所する者もいると考えられる。



#### **○地域包括ケアシステムの構築に向けて**

本モデル事業を通して、地域課題ともなっている、「何らかのケアを必要とする低所得高齢者等」に「安心の住まい」を確保する中で、入居者をはじめ、支援の担い手となる福祉事業者や不動産主体、地域などすべてのステークホルダーがそれぞれの課題を相互連携の中で解決・克服できるよう、地域でのネットワークを構築することで、すべての関係者が個々にメリットを享受しながら、地域包括ケアシステムの具体化を目指していく。

## 地域善隣事業の展開

### **本市の状況**

- ①空き家は増加傾向、このため、空き家の流通促進等を目的とした取り組みを実施中
- ②高齢や低所得等を理由に住宅確保に困窮する者、一時的な住まいや施設に入所する者等が多い状況

### **本市のスタンス**

地域課題を地域のネットワークで解決するモデルを構築していくため、行政はネットワークの一構成員として、地域が主体的に行動できるようなスタンスで望む。

## 地域善隣事業の展開

### **透明性確保対策**

- ・相談記録、活動記録、入居者名簿等の資料の作成
- ・委託事業者との定期的な意見交換会の実施
- ・情報公開の実施と透明性の高い事業運営

### **フラットホームの参加と拠点施設**

#### 《行政》

健康福祉局地域包括ケア推進室

まちづくり局市街地開発部住宅整備課

#### 《福祉》委託法人および事業エリア内の福祉法人

#### 《住宅》地元不動産業者

※ 小規模多機能居宅介護事業所等、既に地域で展開をしている事業所を拠点として対応予定

## 地域善隣事業の展開

### **事業内容と当面の予定**

#### 《行政》

- ・ネットワークの構築
- ・関係者同士の顔の見える関係性作り
- ・本事業のネットワークと既存の川崎市地域見守りネットワークとの連携

#### 《委託法人》

- ・住宅事業者等との話し合い
- ・モデル事業のエリア設定
- ・具体的なロードマップの作成
- ・委託事業者間での意見交換(複数事業者に委託予定)
- ・地域ネットワークの構築に向けた関係機関への説明

## 地域善隣事業の展開

### **国庫事業終了後の方針**

#### 《行政》

経常的に経費のかからない事業スキームを考案している事業者を委託先として考えているため、国庫補助終了後も永続的に事業可能と想定。

#### 《委託法人》

国庫補助終了後も事業が継続出来るよう、ボランティア等社会資源の開発など地域振興に直結する事業展開や、経常的な運転資金は低額となる仕組みとする必要がある。